

国指定史跡

上神主・茂原官衙遺跡の時代

郡役所の正倉に入れられるもの

正倉は郡役所の施設の中でも、税物を保管するという性格上、最も重要な施設です。これは、日本の古代国家が中央集権的な国家体制を築き、地方から租税を都に集める上で、郡役所の役割が重要であったからです。

租庸調という言葉をもとに、学校の歴史の事業で聞いたことがある方が多いと思いますが、奈良時代は、田に課せられた税である「租」、人頭税の一種である「庸」、物納税である「調」という、おおよそ三種類の税から成り立っていました。

租は課税される田の収穫高によって決まり、上田は収穫高の3%、一番悪い水田である下々田では10%の米が、原則、国に納められました。一部郡に送られるものもありました。おそらく、郡役所の正倉に納められたもののうち、一番多いものは租であったと考えられます。郡の役所といっても国家的な倉庫である正倉は、普通の集落にある建物とは一見して規模が違います。事実、上神主・茂原官衙遺跡で確認された柱穴も、1m四方もある非常に大きいものでした。

租として納められた米は、用途によって大きく二つに区別され、別々の倉庫に保管されました。飢饉がおきた時に使用するため、長期間にわたって貯えられる米は、「不動倉」と呼ばれる倉庫に刎穀付で保管され、その倉が一杯になる

と厳重に封印され、都からの許可が無ければ開くことができませんでした。一方、国府の財源として穎稻（穂首刈りの稲）を出挙（農民に種籾を貸付ける、利子付貸与）などで運用する米は「動用倉」に保管されました。布・綿・米・塩などで納められ、公共事業の労働者への賃金や食料となった庸、繊維製品をはじめ地域の特産品などが納められ、中央政府の主要財源として、役人の給料にあてられた調などが、郡役所の正倉に集められたことでしょう。

下野国河内郡役所である上神主・茂原官衙遺跡には、郡内に住む住民から集められた、米や布を中心とした大量の税物が納められていました。本遺跡の正倉では、合計で50棟近い建物で確認されましたが、税物を納めるのに、これだけの規模が必要だということは、当時の河内郡が豊かであったことが窺えるのです。



この地には河内郡全域から税が集められました

たね短歌

晩夏の花なべて小さく白かりき

抜かずとも好し秋の吹くまで
産土の安産地蔵の宵宮に

人影はなく赤き日のみ
武藤 ひさ

あら草を引き終へし後の清しさに
辣蕪ほそき芽を伸ばしけり

病む友を見舞ふ便りの筆遅く
文字にまごころ写さむとせば

稲藤 敬子

壊れ錆し遊具の柱空を差し
その青空を雲流れゆく

ひつそりと壺にさされし一と蔓の
昼顔淡き色に咲きをり

斎藤アツ子

みどりなす草津白根の稜線を
心躍らせ眺めあくなき

ガス多き広がる台地に凜々しくも
リンドウハハコの花は微笑む

高田 幸子

音百選あじさい坂の雨蛙
心に描き洞を覗きぬ

倉の街栄枯を映す巴波川
知るや知らずや鯉悠々と

大木 栄

秋立つと心の衰え沁みるとう
知るるも寂し赤き夕映え

諸々の人との出会いに学びつつ
捌ききれずに八十路余となる

菊地 美代